

議案第73号

東京都板橋区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立高齢者住宅条例（平成9年板橋区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「含む。以下同じ。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると区長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明等を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「第9号」を「第8号」に、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）」を「又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第4号中「親族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第5号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同条第3項及び第4項を削る。

第7条第1項中「前条第1項第1号から第5号まで及び第2項第1号から第8号」を「前条第1項第1号から第4号まで及び第2項第1号から第7号」に改め、同条第2項中「前条第1項第1号から第5号まで及び同条第2項第1号から第8号」を「前条第1項第1号から第4号まで

及び第2項第1号から第7号」に改める。

第27条中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第35条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項中「第1項第2号から第9号」を「第1項第2号から第8号」に改め、同条第5項中「第1項第10号」を「第1項第9号」に改める。

第35条の2及び第35条の3中「第6条第1項第6号及び第2項第9号」を「第6条第1項第5号及び第2項第8号」に改める。

別表東京都板橋区立常盤台けやき苑の項、東京都板橋区立中台けやき苑の項及び東京都板橋区立桜川けやき苑の項を削る。

付 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、別表東京都板橋区立常盤台けやき苑の項、東京都板橋区立中台けやき苑の項及び東京都板橋区立桜川けやき苑の項を削る改正規定は、板橋区規則で定める日から施行する。

(提案理由)

パートナーシップに関する制度及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、使用申込者の資格に係る規定を改め、常盤台けやき苑等を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。